

---

---

# AMT/NEWSLETTER

## Corporate

---

2026年4月3日

※本ニュースレターの内容は商事法務「CODE」にも掲載しています。  
<https://code.shojihomu.jp/>

## 会社法改正の最新動向

### —法制審議会会社法制部会第7回 議事詳細—

弁護士 坂本 佳隆 / 弁護士 野村 直弘 / 弁護士 瀧 拓也

#### Contents

---

- I. 第7回会議の概要
  - 1. 議事の概要
  - 2. 部会資料の概要
  - 3. 参考資料の概要
- II. バーチャル株主総会およびバーチャル社債権者集会
  - 1. バーチャルオンリー株主総会の実施要件
  - 2. バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等
  - 3. 株主総会の決議の取消しの訴えの特則
  - 4. バーチャル社債権者集会
- III. 実質株主確認制度
  - 1. 制度の概要
  - 2. 株式会社から実質株主を確認する制度
  - 3. 実質株主から株式会社に対する通知を義務付ける制度
- IV. 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項
- V. 次回以降の会議の見通し

## I. 第7回会議の概要

### 1. 議事の概要

2025年10月29日、法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会の第7回会議が開催された<sup>1</sup>。  
第7回会議の議題は、「株主総会の在り方に関する規律の見直しに関する論点の検討(二読)(1)」である。具体的には、

---

<sup>1</sup> [https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001\\_00309.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00309.html)(2026年3月26日最終閲覧)

①バーチャル株主総会およびバーチャル社債権者集会、②実質株主確認制度、③株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項が、いわゆる「二読」として審議された<sup>2</sup>。本稿では、第7回会議で議論された事項のうち主要なものを取り上げて紹介する。

以下、特に断りのない限り、条文番号は会社法のそれを指す。

## 2. 部会資料の概要

「部会資料 7」は、「株主総会の在り方に関する規律の見直しに関する論点の検討(二読)(1)」と題して、上記 1. の①～③につき、論点を問題提起した上で、補足説明を記載している。その内容および委員・幹事から示された意見の概要は、後記 II.～IV.で紹介する。

## 3. 参考資料の概要

第7回会議には2つの参考資料が提出された。

「参考資料 18」は、部会の事務当局が作成した資料であり、上記 1. の②に関する議論の参考とするため、EU 第二次株主権利指令(いわゆる SRDII)の関連規定の仮訳が記載されている。

「参考資料 19」は、経済産業省産業組織課が作成した資料であり、上記 1. の①～③に関して、同課の見解が説明されている。

## II. バーチャル株主総会およびバーチャル社債権者集会

### 1. バーチャルオンリー株主総会の実施要件

#### (1) 定款の定め等

バーチャルオンリー株主総会(場所の定めのない株主総会)の実施要件として、(i)定款の定め、(ii)デジタルデバイドの株主の利益を確保するための措置、(iii)情報伝達の即時性・双方向性の確保に関する規律を設けることの是非が議論された。

上記(i)については、自然災害やパンデミック等の不測の事態に直面した際にもすべての企業が迅速に制度を利用できるほうが望ましいなどの理由で、定款の定めは不要とすべきとの意見がみられ(仁分委員)、また、海外機関投資家の反対等により、株主の外国人比率が高い企業では定款変更が実務的に困難な状況も見込まれるという懸念も示された。しかし、株主の意思確認の手続をとるべきことや、現行法では株主総会参考書類等に関する電子提供措置の導入ですら定款の定めが必要とされていること(325条の2)等から、定款の定めを必要とする規律を支持する意見が多くみられた。これに関連して、以下のような指摘もなされた。

---

<sup>2</sup> これらの検討事項は、第3回会議および第4回会議でいわゆる「一読」として審議された。

第3回会議

議事概要:[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1\\_pdf/250717003.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/250717003.pdf)

議事詳細:[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1\\_pdf/251022.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/251022.pdf)

第4回会議

議事概要:[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1\\_pdf/250827002.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/250827002.pdf)

議事詳細:[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1\\_pdf/251212.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/251212.pdf)

- ◆ 仮に株主の意思を一切問わずにバーチャルオンリー株主総会を選択できるとなれば、一定の数の株主の意向がある場合には場所の定めのある株主総会の開催を認めるべきという議論につながりやすいという関係があることを踏まえ、定款の定めは必要とする一方で、株主に場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めないというパッケージの規律でもよいと考えられる(藤田委員)。

また、上記(iii)については、「合理的に必要と認められる範囲内において」情報伝達の即時性・双方向性が確保されるべきであり、個人情報や人権侵害に関する発言等、広く一般に配信すべきでない事象が生じた場合に備えて、一定のタイムラグを設けて配信することも許容されてよいとの意見が複数みられたが、議長が取り上げる株主の質問や動議がチェリーピッキングになっていないことが分かる仕組みが実装されることが重要であるとの指摘もなされた。

## (2) 通信障害対策措置

通信障害対策措置(通信障害対策が講じられた通信の方法を使用することをいい、通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を用意することを含む。)に関しては、これをバーチャルオンリー株主総会の実施要件とする「A案」と、実施要件ではなく、株主総会決議取消しの訴えの特則(セーフハーバールール。後記 3. を参照)の適用要件とする「B案」が議論された。

これについては、通信障害対策措置を実施要件とすると、特に非上場会社や中小企業において過度な負担となり、制度の活用を躊躇されるおそれがあることや、実際に通信障害が発生しなくても当該措置を講じていなかったことのみを理由に株主総会決議の取消事由となるリスクがあること等から、B案を支持する意見が多くみられた。もっとも、「部会資料 7」で提案されているセーフハーバールールの規律(後記 3. の表 1)における「故意または重大な過失」の対象をどう捉えるかによっては、B案のほうがA案よりも会社の保護が薄くなり得ることに留意する必要があるとの指摘<sup>3</sup>もなされた(藤田委員)。

## 2. バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等

バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等として、(i)招集の決定・通知事項への一定の事項の追加、(ii)株主総会議事録の記載事項への一定の事項の追加、(iii)通信記録等(株主総会の議事における通信履歴および通信内容を記載・記録した書面または電磁的記録)の作成、保存および閲覧等に関する規律を設けることの是非が議論された。このうち特に議論されたのは、(iii)である。

### (1) 作成および保存する通信記録等の内容

「部会資料 7」では、バーチャルオンリー株主総会の議事が適正に行われたことを事後的に検証することを可能にする観点から、通信記録等の具体的な内容を、①株主の出席・退席の状況(システムへのアクセス状況)、②株主総会において取り上げられなかった質問や動議の提出状況およびその内容、③株主の議決権行使の状況、④その他株式会社と株主の間のやり取り(出席株主の全員が認識することができない株式会社と特定の株主の間のやり取り)などすることが提

---

<sup>3</sup> 「部会資料 7」で提案されたセーフハーバールールの規律では、通信障害が生じたことについての会社の「故意または重大な過失」を要件としているが、たとえば、通信障害自体は大規模な停電等により会社の「故意または重大な過失」なく生じたとしても、その後にバックアップ回線に切り替えるなどの措置が適切に行われず、一部の株主が権利を行使できなかったような事例がどのように処理されるのかという問題がある。この事例において、B案を採れば、通信障害対策措置を欠いたとしてセーフハーバールールの適用要件を満たさないことになるが、A案を採れば、セーフハーバールールが適用され、通信障害が生じたことについては会社の「故意または重大な過失」がないため、取消事由にならないという整理となり得る。このように、B案のほうがA案よりも決議の効力が安定的になるとは必ずしもいえない。

案された。これら①～④は、物理的な場所で行われる株主総会においては他の株主が把握できない情報であるなどの理由で、これらを通信記録等の内容とすることに反対する意見もみられたが、不適正な議事進行のインセンティブを抑制する観点からは、通信記録等の内容を物理的な場所で行われる株主総会で得られる情報と同様の情報にとどめる必然性はないこと等から、これらを通信記録等の内容とすることに賛成する意見が多くみられた。

また、「部会資料 7」では、株式会社が株主総会の日から一定の期間(たとえば 10 年間)、通信記録等を保存する義務を負う規律が提案された。これに関して、議決権行使書面の備置期間(311 条 3 項)や株主総会決議取消しの訴えの提訴期間(831 条 1 項)が 3 か月であることや、通信記録等の中には株主の個人情報等も含まれ、その長期間の保存は企業に多大な負担を強いることにもなり得ること等から、保存期間は 10 年ではなく 3 か月に近い期間でよいとの意見がみられたほか(北村委員、仁分委員)、決議不存在の主張も考えられることからすれば、3 か月では短く、たとえば 1 年といった期間は設けるべきとの指摘もみられた(田中委員、松中幹事)。

## (2) 通信記録等の閲覧等の要否

通信記録等の閲覧等の請求を株主に認めるかについては、株主総会決議取消しの訴えにおいて民事訴訟法に基づく文書提出命令により通信記録等を確認する手段があるとして、当該請求を認める必要はないとの意見もみられた。しかし、民事訴訟法上の手段は、訴えを提起するか否かを検討するための資料収集としては利用しにくく、訴訟を提起した後の情報収集によって訴訟提起前の情報収集を代替できると捉えるのは不合理であることから、会社法上の制度として、(一定の拒絶事由は設けるとしても)通信記録等の閲覧謄写請求権を認めるべきとの意見が複数みられた。

## 3. 株主総会の決議の取消しの訴えの特則

バーチャルオンリー株主総会の決議取消しの訴えの特則(セーフハーバールール)に関し、表 1 の規律を設けることの是非が議論された。第 3 回会議では、通信障害が生じた場合のセーフハーバールールに関する規律を設けること自体に反対する意見は特段みられなかった一方で、当該ルールを適用するべきでない場合をどのように整理するかについては意見が分かれ、通信障害による瑕疵が決議に影響を及ぼさないものであることを適用要件とするべきであるとの意見もあったことから、「部会資料 7」では、当該意見を踏まえ、表 1 のブラケットの規律(ただし書)が提案された。

(表 1)「部会資料 7」で提案されたセーフハーバールール

通信障害により株主総会の決議の方法が法令または定款に違反した場合には、株式会社の故意または重大な過失によって当該障害が生じたときに限り、株主総会の決議取消事由となる。〔ただし、通信障害により株主総会の決議の方法が法令または定款に違反した事実が決議に影響を及ぼさないときに限る。〕
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

このブラケットの規律を設けるかについては、これを設ければ「決議に影響を及ぼした」として取消訴訟が提起されやすくなる懸念があること等から、反対する意見もみられたが(仁分委員)、賛成する意見のほうが多くみられた。この点について、ブラケットの規律を設けない場合には、決議の不存在や決議方法の著しい不公正に関する考え方が、従来とはかなり異なったものとなり得るのであり、今後の解釈論に思わぬ波及効果をもたらすおそれがあるとの指摘もなされた(行岡幹事)。

## 4. バーチャル社債権者集会

バーチャルオンリー社債権者集会(場所の定めのない社債権者集会)に関する規律について、基本的に、バーチャルオンリー株主総会と同様の内容の規律を設けることの是非が議論されたが、これに関連して、振替社債の社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには書面による証明書の提示が必要であること(社債、株式等の振替に関する法律

(以下「振替法」という。)86 条)について、電磁的記録による証明書の提示も可能とする等の見直しをすることの是非が議論された。

振替社債の社債権者は、社債権者集会において議決権を行使しようとする場合、口座を開設している振替機関等に振替口座簿の記録に係る証明書の交付を請求し、その交付を受けた上で、発行会社等に対し、当該証明書を社債権者集会の日の1週間前までに1回、社債権者集会の日に1回の合計2回、提示しなければならない(同条1項~3項)。これは、1回目に証明書が提示された後に振替社債の譲渡が行われ、二重に権利行使がされないようにするためであるとされている。この証明書を電子化した場合、電磁的記録による証明書の返還を確保できず、二重の権利行使を防止できないのではないかという問題が生じるが、電磁的記録による証明書の使用回数や使用期限を設けることが技術的に可能であるかを確認した上で、引き続き検討する方向性が示された。

### III. 実質株主確認制度

#### 1. 制度の概要

実質株主確認制度について、「部会資料7」では、表2の制度①と制度②を併せて創設する方向で検討することが提案された。この提案は、第3回および第4回会議において、表2のA案、B案およびC案がたたき台として議論されたところ、比較的多く支持されたA案をベースとする制度①とC案をベースとする制度②を併せて創設する方向で検討するというものである。

(表2)「部会資料7」で提案された実質株主確認制度とそのベースとされた枠組み

第3回・第4回会議で議論された制度枠組みの案	「部会資料7」で提案された制度
<b>【A案】</b> 株式会社と株主との間の建設的な対話の促進という制度趣旨に基づき、株式会社から実質株主を確認する制度として、違反者を過料の制裁の対象とする。	<制度①> 株式会社と株主との間の建設的な対話の促進という制度趣旨に基づき、株式会社から実質株主を確認する制度
<b>【B案】</b> 株主の共同の利益の保護という制度趣旨に基づき、株式会社から実質株主を確認する制度として、違反者を議決権停止の対象とする。	—
<b>【C案】</b> 支配に関する重要な情報の把握および開示という制度趣旨に基づき、一定割合以上の議決権についてその行使の指図権を有する実質株主側から株式会社に対する通知を義務付け、違反者を議決権停止の対象とする。	<制度②> 支配に関する重要な情報の把握および開示という制度趣旨に基づき、一定割合以上の議決権の行使の指図権を有する実質株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度

これについては、制度の実効性を確保する観点等からB案とC案をベースにした制度のほうが望ましいとの意見もみられたが、A案とC案をベースとした制度の創設に賛成する意見が多くみられた。

#### 2. 株式会社から実質株主を確認する制度

上記1.の制度①として、「部会資料7」では、表3の規律が提案された。

(表3)制度①の概要

<p>(ア) 上場会社は、仲介機関である名義株主に対し、当該名義株主が有する当該上場会社の株式についての直近仲介機関または指図権者に係る情報の提供を請求できる。</p> <p>(イ) (ア)の請求またはこの(イ)の通知を受けた仲介機関は、当該請求に係る株式について直近仲介機関がある場合には、一定期間内に、当該直近仲介機関に対し、当該請求または通知を受けた旨を通知する。</p> <p>(ウ) (ア)の請求または(イ)の通知を受けた仲介機関は、当該仲介機関が請求または通知を受けてから一定期間内に、当該請求をした上場会社に対し、次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じて情報を提供する。</p> <p>(i) 当該仲介機関が有するまたは株式仲介業務の提供を受ける当該上場会社の株式(確認対象株式)について直近仲介機関がある場合 →直近仲介機関ごとに、その氏名・名称、会社法人等番号、住所、電子メールアドレスおよび当該直近仲介機関に提供している株式仲介業務に係る確認対象株式の数</p> <p>(ii) 確認対象株式について当該仲介機関に対する指図権者がある場合 →指図権者ごとに、その氏名・名称、会社法人等番号、住所、電子メールアドレスおよび当該指図権者が議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する確認対象株式の数</p> <p>(iii) 確認対象株式に(i)または(ii)のいずれにも該当しないものがある場合 →その株式の数</p> <p>(エ) 次に掲げる者は、過料に処する。</p> <p>(a) 故意・重過失により(イ)の通知をせず、または虚偽の通知をした者</p> <p>(b) 故意・重過失により(ウ)の情報の提供をせず、または虚偽の情報を提供した者</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (1) 実質株主の意義

「部会資料 7」は、実質株主の意義を指図権者とする規律を提案している。実際の運用からすると指図権者にとどめることでやむを得ないとの指摘もみられたが、アセットオーナーがアセットマネージャーに議決権行使の指図権を委任している場合にアセットオーナーも開示対象とすべきかについては、意見が分かれた。これについて、アセットオーナーまで開示対象となれば、投資家の抵抗感から日本の株式市場への投資が回避される影響が生じるおそれも考慮すべきであることが指摘された(田中委員)。

## (2) 回答期間

実質株主に係る情報の回答期間について、名義株主が請求を受領してから回答を送信するまで 1 週間程度が一つの目安になるとの意見がみられたが(藤井委員)、いずれにせよ即時性が必要であり、EU 指令を参考にしつつ、迅速かつ効率的に回答が得られる実務運用を確立すべきであるとの指摘もなされた(石井委員、仁分委員ほか)。

## (3) 確認の基準時

回答する仲介機関の負担を考慮し、実質株主の確認の基準時を制限することも考えられるが、株式会社と株主との間の建設的な対話の促進が制度趣旨であれば、対話は 1 年を通じて行われるのであるから、基準時の期間制限を会社法で一律に規定せず、各会社の判断に委ねるほうがよいとの指摘がなされた(久保田委員)。議決権行使の基準日の時点を対象にするだけでなく、会社が任意に指定する時点を確認の基準時とすることも可能にすべきとの意見もあるが(仁分委員、青委員)、名義株主側の回答における実務負荷も踏まえて、実現可能性を十分に検証する必要があるとの指摘もなされた(藤井委員)。

#### (4) 実質株主の権利

株式会社と株主との間の建設的な対話の促進が制度趣旨であれば、会社に株主を特定する権利があると考えただけでは足りず、実質株主の側にも、株主総会に出席して質問する権利等を認めないと整合しないと指摘がなされた(矢野幹事ほか)。実質株主は議決権行使を指図できることを踏まえ、実質株主には名義株主の代理人として株主総会に出席する権利があると認める立法を実質株主確認制度と併せて提案したほうが広い理解を得られるのではないかとの意見もみられた(田中委員)。

### 3. 実質株主から株式会社に対する通知を義務付ける制度

上記 1. の制度②として、「部会資料 7」では、表 4 の規律が提案された。

(表 4)制度②の概要

金融商品取引法(以下「金商法」という。)の規定に違反して大量保有報告書または変更報告書を提出しない違反者がある場合において、その違反に係る株式を発行する上場会社が違反者に対して議決権を有しない旨の通知をした時から一定期間[たとえば、3 週間]を経過したときは、違反者が保有する当該上場会社の株式(当該通知後に違反者が保有するに至ったものを含む。)は、違反者が保有する間、議決権を有しない。ただし、その違反に係る大量保有報告書または変更報告書が追完された日から一定期間[たとえば、1 年]が経過した後は、この限りでない。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### (1) 通知義務の範囲

制度②について、「部会資料 7」は、金商法上の大量保有報告義務に違反した場合に、会社法上の議決権停止という制裁を課することを提案している。これについて、実務上の負担を重くしないために、大量保有報告制度をベースとし、同制度との差異をなるべく設けない制度とするのが現実的であるとして支持する意見もみられたが、支配権の争奪や議決権の票読みも含め、有事を見据えた対応も踏まえれば、(大量保有報告制度と同じ)5%超という基準では高く、3%や1%といった基準も検討すべきとの意見もみられた。

また、大量保有報告義務を負う「保有者」には、必ずしも議決権行使の指図権を有しない 2 号保有者(投資一任契約その他の契約または法律の規定に基づき、株券等に投資をするのに必要な権限を有する者。金商法 27 条の 23 第 3 項 2 号)も含まれるが、投資・処分権限を有していれば間接的に議決権行使に影響を及ぼす可能性があることから、2 号保有者も通知義務を負う者の範囲に含めることを支持する意見が多くみられた。

なお、制度②は、大量保有報告義務の違反がある場合に直ちに実質株主に会社法上の議決権停止を求めることができるものであるが、この点については、大量保有報告に対応する情報を会社に対して通知すべき義務を会社法上も規定し、金商法に基づく大量保有報告書を提出すれば当該義務を履行したものとみなす建付けにすることにより、会社法上の通知義務を怠った効果として議決権停止が導かれるようにしたほうが説明しやすいとの指摘もなされた(藤田委員)。

#### (2) 議決権の制限の手続

制度②は、議決権停止の効力を争う者が仮処分の申立てをする機会を確保できるよう、違反者の議決権を停止しようとする会社は、違反者に一定期間前に通知するものとしている。この通知の法的性格について、以下のような意見がみられた。

- ◆ 大量保有報告制度は個々の投資家が遵守すべきもので、違反した場合に会社からそれを教えてもらう機会を保障する必要はないのであるから、この通知の主な趣旨は、違反者の議決権を停止するか否かの判断権を会社に

与えることにあると理解するのがよく、そうであれば、この通知は必ずしも株主総会の前にされる必要はなく、総会決議後であってもこの通知をすれば、議決権を遡って否定でき、株主総会決議の取消事由にもなり得るものとすればよい(田中委員)。

- ◆ この通知は、議決権の停止という効果を生じさせる一種の形成権のようであるが、大量保有報告義務(あるいは上記(1)の会社法上の通知義務)の違反があれば議決権の停止は生じることとする一方で、株主が対応するための機会を確保するために会社が一定の通知をしなければ、会社から議決権の停止を主張することが制約されるという建付けにすることも考えられる(藤田委員)。

## IV. 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項

株主総会のデジタル化に関しては、(i)書面交付請求制度、(ii)書面による議決権の行使、(iii)株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直しを検討事項とされ、「部会資料 7」では、表 5 の規律が提案された。

(表 5)「部会資料 7」で提案された株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項の規律の概要

(i) 書面交付請求制度
<p>【A 案】[一定の移行期間を設けた上で、]書面交付請求制度を廃止するものとする。</p> <p>【B 案】現行法の規律の見直しをしないものとする。</p>
(ii) 書面による議決権の行使
<p>【A 案】取締役(297 条 4 項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主)は、株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)の数が 1000 人以上である場合には、298 条 1 項 3 号または 4 号に掲げる事項を定めなければならないものとする。</p> <p>【B 案】現行法の規律の見直しをしないものとする。</p>
(iii) 株主総会の招集の電磁的方法による通知
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社は、株主の承諾を得て、株主名簿に株主の電子メールアドレス等を記載・記録できる。</li> <li>・ 総株主通知の通知事項(振替法 151 条 1 項)に、「電子メールアドレス等(当該株主が当該電子メールアドレス等の提供を承諾した場合に限る。)」を加える。</li> <li>・ 株主名簿に電子メールアドレス等の記載・記録がある株主に対して電磁的方法により株主総会の招集通知を発する場合(299 条 3 項)には、当該株主の承諾を要しない。</li> </ul>

表 5 の(i)と(ii)については、社会のデジタル化が進展し、デジタルデバイドの株主の利益確保の必要性が低下していることを背景として、A 案を支持する意見が複数あり、A 案と B 案の両方をパブリックコメントに付すことでよいとする意見も多くみられた。

表 5 の(iii)については、このような規律を設けることに賛成する意見が複数みられた。これに関連して、一定の要件の下で、株主の電子メールアドレス等を株主名簿の必要的記載事項とし、株主の承諾を得ずに、書面による通知の発出に代えて電磁的方法により通知を発することができるものとする規律についても、前向きに検討すべきとの意見がみられたが(仁分委員)、そこまでの規律を近い将来に実現することのハードルは高く、今回の改正ではスコープとしなくてよいとの指摘もなされた(久保田委員、藤井委員)。また、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 株主が株主名簿閲覧謄写請求によりアクセスできる情報について、プライバシーの配慮という観点はあるものの、たとえばプロキシファイトの際に、会社は電子メールや郵便等で株主に呼びかけを行えるのに、対立する株主はその一方しか使えないというルールが妥当なのかという疑問もあるため、プライバシーより先に会社法上の政策的な問題を考慮する必要がある(松中幹事ほか)。

- ◆ 株主が会社に電子メールアドレスを伝えても、あらゆる情報が電子メールで提供されることでよいとまで承諾しているかは疑問であり、会社が株主から承諾を得るときにどの程度の情報を伝える必要があるかについては立法上の選択であるので、その点を明確にしてパブリックコメントに付すべきある(田中委員)。

## V. 次回以降の会議の見通し

第8回会議は2025年11月19日に開催された。当該会議の議事詳細も追って配信する予定である<sup>4</sup>。

以上

---

<sup>4</sup> 第8回会議の議事概要は、以下を参照されたい。

[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1\\_pdf/260120.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/260120.pdf)

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 坂本 佳隆 ([yoshitaka.sakamoto@amt-law.com](mailto:yoshitaka.sakamoto@amt-law.com))  
弁護士 野村 直弘 ([naohiro.nomura@amt-law.com](mailto:naohiro.nomura@amt-law.com))  
弁護士 瀧 拓也 ([takuya.taki@amt-law.com](mailto:takuya.taki@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。